

平成19年度第6回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年10月19日(金) 13:30～15:30
場所 道庁別館10階北海道労働委員会会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 今後の審議の進め方について
- (2) 道民提案第1次審議について
- (3) 次回(第7回)委員会について

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 当面の審議スケジュール(案)
- 資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
- 資料3 道州制特区提案に係る照会について

配 席 図

井上委員

五十嵐委員

佐藤委員

林委員

山本委員

川城局長

田中参事

報

道

席

事 務 局

傍 聴 席

第6回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏 名	現 職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	欠 席
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	欠 席
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事務局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

当面の審議スケジュール（案）

区分	開催時期	審 議 事 項	
第 1 回	7月30日	1 会長、副会長の選任 2 設立の背景等について 3 調査審議について 4 スケジュールについて 5 諮問	
第 2 回	8月28日	道民提案 第1次審議	緊急提案案件審議
			<u>地域医療</u>
第 3 回	9月 7日	緊急提案案件審議	
		<u>地域医療／食品表示／水道</u>	
第 4 回	9月25日	緊急提案案件審議	
		<u>地域医療／食品表示／水道</u>	
第 5 回	10月2日	整理案審議／答申案審議	
答 申	10月3日	第1回答申（緊急提案案件） ↓ （市町村意見聴取、パブリックコメント） ↓ 第4回定例道議会に提案・審議	

第 6 回	10月19日	道民提案第1次整理	
第 7 回	10月下旬	整理案審議	分野別審議
		※ 整理案が まとまった 分野から順 に審議	※ 審議の順番は、委員会が道政課題、緊急度、 道民の関心度等を考慮して柔軟に決定
○環境保全 ○地域振興 ○土地利用規制 ○教育学校 ○農林水産業 ○福祉 ○経済・雇用 ○その他 ○子育て支援 ○（地域医療）			
答 申 案 審 議			
第 8 回	11月上旬		
第 9 回	11月中旬		
第10回	11月下旬		
答 申	11月下旬	第2回答申（平成19年度第2回提案案件） ↓ （市町村意見聴取、パブリックコメント） ↓ 第1回定例道議会に提案・審議	

※ 以後、審議未了の案件や新たな道民提案、道政課題を踏まえた庁内検討案件等の調査審議を順次行い、適宜、審議が終了した案件をまとめて答申する。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	B 農林水産業の振興
中分類	農業の振興

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
農業生産力の向上	25 課税の免除	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。併せて地方税の免税に伴う減収補てん措置。	3	3	<p>(地方税の課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法により、公益上その他の事由により課税を不適当とする場合において条例により課税免除できる(§6)。(固定資産税) 土地や家屋などの固定資産の所有者に対し1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から賦課。 地方税法により、天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例により減免できる(§367)。(堅固なビニールハウスの固定資産税) 「農業用施設用地の評価等に関する留意事項について」(平成11年9月29日付け自治省税務局資産評価室長通知)などにに基づき課税している。 <ul style="list-style-type: none"> 家屋認定：基礎コンクリート、骨組鉄骨屋根及び周壁ガラス張りの農業用温室等 家屋外認定：畜舎、堆肥舎、季節的にビニールを取り外すことが常態のビニールハウス等 <p>(軽油引取税の課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法により、農業に係る軽油引取税の課税免除は、耕うん、播種、施肥、脱穀など直接的な農業に係る機械等に使用するものみに認められており(§700-6)、ビニールハウス等の除雪に使用する軽油については課税免除の対象とはなっていない。 <p>(減収補てん制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の政策的配慮から個別の立法措置により地方団体が行う課税免除等について、製造の事業の用に直接供する工業生産設備の新増設等に限り普通交付税の算定において基準財政収入額から控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法の改正 税条例に基づく課税免除等の適用(特区によらなくても可能) 個別の立法措置による減収補てん措置の拡充 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> コスト低減につながる。 税負担の軽減により園芸施設等の取得が促進される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の基本である公平の原則と矛盾する。 交付税による減収補てんがなかった場合、固定資産税の減収による、市町村財政への悪影響が懸念される。 農業に係る除雪とそれ以外の除雪との区分が不明確となり、免税軽油の不正使用につながるおそれがある。 		企) 市町村課 農) 農政課 総) 税務課	1010B 1014B 3055B
遊休地の活用	30 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4	<p>① 遊休農地の活用(農地指定解除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」(§2①)。 バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。 	<p>① 遊休農地の活用(農地指定解除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法(§2①)の特例措置の創設 	<p>① 遊休農地の活用(農地指定解除)</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。 		農) 農地調整課、農業経営課、食品政策課 環) 環境政策課	1017B 3037B 3066B 3078B

(大分類:「B 農林水産業の振興」～ 中分類:「農業の振興」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
遊休地の活用	(30 遊休農地を活用した燃料生産)				<p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能(§27-13の 特定法人貸付事業(平成17年9月～))。 国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。 本道への先端的な研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 バイオ燃料生産を行う企業を対象とした地方税の課税免除等、及び地方交付税による減収補てん制度はない。 <p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。 <p>④ ガソリン税(揮発油税、地方道路税)の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税(§1)。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(揮発油に類する物に限る)としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす(§6)。 地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税(§1)。 揮発油1k1当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。 	<p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法(§27-13) 特例措置(所有権の取得) 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進) 国への制度改正要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進) <p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用(特段の法令等の支障なし)</p> <p>④ ガソリン税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進) 国への制度改正要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進) 	<p>② バイオ燃料特区の指定【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 バイオ燃料の生産・使用促進 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 CO2の削減による地球温暖化防止 製造拠点整備等による関連産業振興 新たな産業創出及びそれによる地域振興 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減 (上記①のデメリットに加え、) 既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 道税収入の減 <p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観作物としての観光資源的な役割 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。 <p>④ ガソリン税の減免【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 製造拠点整備等による関連産業振興 新たな産業創出 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税収の減少 食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。 		経) 資源エネルギー課(総) 税務課	

(大分類:「B 農林水産業の振興」 ~ 中分類:「農業の振興」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
その他	33 自家用貨物自動車 の車検延長	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	・ 道路運送車両法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている（§61、§62）。	・ 道路運送車両法の改正	【メリット】 ・ 事業における経費節減など。 【デメリット】 ・ 車両の安全性に対する不安		企） 地域主権局参事	1086B
	36 JAS法の監督指示権限	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	・ JAS法により、一般消費者の商品選択に役立てるため、すべての飲食品を対象に、品質に関する表示が製造業者に義務づけられている。	・ JAS法施行令第11条の改正 ・ 立入検査等指導監督に要する経費の増額 ・ JAS法担当者の増員	【メリット】 ・ 地域の消費者の実情に詳しい北海道知事が、広域事業者についても監督指示権限を有することとなるため、地域の一般消費者の商品選択により役立つこととなる。 【デメリット】 ・ 現在、広域事業者の指示監督については、農水省北海道農政事務所の専任職員がその任に当たっており、道が道域事業者を監督指示する際にも、支援・協力を得ていることから、予算の増額及び担当職員の増員が必要。	本提案内容については第5回検討委員会に継続審議扱い（道域業者については緊急提案）	環） くらし安全課	3108B 4014B

中分類 林業の振興

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
資源の有効活用	37 森林管理の一元化	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効活用を図る。	1	1	・ 国有林は、農林水産省設置法§4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理（国有財産法§5）しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。 ・ 民有林の管理は、各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場。 ・ 道州制特区計画の連携・推進事業により、国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進している。 ・ 国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討するとしている。	・ 国有林の管理権限を知事に移譲 ・ 必要な財源及び人員の措置	【メリット】 ・ 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能 ・ 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 【デメリット】 ・ 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隔々まで行き届かないおそれがある。 ・ 施業の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となるおそれがある。		水） 総務課	3004B
地域森林計画	38 森林審議会の所掌事務拡充	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	・ 森林法§68②では、「都道府県森林審議会は、この法律・・・に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」となっており、その所掌事項が、地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されている。 ・ その他の林務施策に係る事項について、別な審議会を設置して諮問しなければならない。	・ 森林法の改正（§68②に、「ただし、北海道については条例の定めるところによる」など追加）。	【メリット】 ・ 地域森林計画に関連する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「審議会の条例委任」	水） 総務課	4016B
	39 道計画・市町村計画の統合	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	（森林計画制度（森林法）） ・ 農林水産大臣が全国森林計画（§4）、都道府県知事が地域森林計画（§5）、市町村長が市町村森林整備計画（§10-5）、森林所有者が森林施業計画（§11）を策定 ・ 地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は記載されず、実施面で法的に実効性が担保されない。	・ 森林法の改正 ・ 道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、地方公共団体が流域一帯となった流域の森林マスタープランを策定する。	【メリット】 ・ 地方公共団体の裁量が拡がり、地域立脚型の森林管理が推進される。 ・ 地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。 ・ 内部調整に費やす労力・時間の削減、計画策定の効率化、情報の共有化により、持続可能な森林資源管理が可能となる。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「人工林資源」	水） 森林計画課	4017B

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	C 土地利用規制
中分類	土地利用一般

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
土地の有効活用	4 7 用途制限の緩和	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街地調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2	<p>① 都市計画法 <用途地域 §9> ・ 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、主に住居系・商業系・工業系に分かれた12種類の用途地域が定められている。 <市街化調整区域 §7> ・ 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めることができる(§7①)。なお、大都市(道内は札幌圏)に係る都市計画区域については区域区分を定める(§7①ただし書) ・ 市街化区域と市街化調整区域の区分によるまちづくりを行ってきた、道内10都市計画区域については、この制度が計画的な市街地の形成や周辺部の自然環境の保全、効率的な都市基盤整備に大きく寄与してきた。</p> <p>② 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 農振法に基づく土地利用規制は、一定の地域を知事が農業振興地域に指定(§6①)し、当該指定地域の中で、市町村が今後農用地として利用する予定の区域を農用地区域に定めその用途区分を設けるものであり、何らかの用途で使われる土地である。 ・ 平成17年の農林業センサスによる本道の耕作放棄地面積は約2万haであり、これらの農地について、市町村は将来とも農業目的で使う農地と他用途利用が望ましい土地とに区分し適正な利用を図ることとされている。</p> <p>③ 森林法 <保安林に指定されている民有林> ・ 保安林に指定(§25大臣、§25-2知事)されている民有林は、伐採を制限(§34 知事許可)されているほか、森林以外の目的への土地転用は原則禁止。 ・ 保安林の指定及び解除は、農林水産大臣(§25、26)又は知事(§25-2、26-2)の権限。 <保安林以外の民有林> ・ 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸法に規定する海岸保全区域内の森林を除く)においては、1haを超える開発行為(森林法施行令§2-3)は、知事(又は知事権限の移譲を受けている市町村長)の許可を要する(§10-2)。</p>	<p>① 都市計画法 <用途地域> ・ 都市計画法§9に基づく用途地域に適合する、建築用途の拡大を図る。 <市街化調整区域> ・ 札幌圏都市計画区域は、都市計画法§7①ただし書で、区域区分を定めるものとされており、§7①II等の改正が必要。 ・ その他の区域については、§7①が必要があるときに定めるものとしており、都市計画の変更で対応可能。</p> <p>② 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 農振法§8④に規定する知事同意の廃止(特区提案には該当しない) ・ 農地法§4及び§5に係る転用許可基準の緩和</p> <p>③ 森林法 <保安林に指定されている民有林> ・ 「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(H12.4.27農林水産事務次官通知)」において、保安林の解除要件、伐採の許可要件及び土地の形質の変更等の許可要件を緩和 <保安林以外の民有林> ・ 森林法施行令§2-3を改正(許可を要する開発行為の規模要件を緩和)</p>	<p>① 都市計画法 <用途地域> 【メリット】 ・ 用途地域に適合する建物用途が拡大することで、未利用地の活用が図られる。 【デメリット】 ・ 用途地域内の建物用途が混在することで、都市環境の悪化を招き、機能的な都市活動が阻害される。 <市街化調整区域> 【デメリット】 ・ 市街地の無秩序な拡大により、計画的な公共施設の整備が出来なくなり、都市環境が悪化する。 ・ 不経済な公共投資が発生する。 ・ 市街地周辺の優良農地や自然環境の保全を図ることができなくなる。</p> <p>② 農業振興地域の整備に関する法律 【メリット】 ・ 多様な土地利用が可能となる。 【デメリット】 ・ 無秩序な土地利用の進展が懸念される。</p> <p>③ 森林法 【メリット】 ・ 土地の有効活用が図られる。 【デメリット】 ・ 国土保全や水源かん養等の重要な公益的機能を持つ保安林等の森林が減少する。</p>		建) 都市計画課 農) 農地調整課 水) 治山課 環) 自然環境課	3005C 3010C

(大分類:「C 土地利用規制」 ~ 中分類:「土地利用一般」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号																		
				重複除く																								
土地の有効活用	(47 用途制限の緩和)				④ 自然公園法 ・ 自然公園区域内では、自然公園の風致景観を保護する観点から風致景観上好ましくない行為を規制しているが、土地の利用用途を規制するものではない。 ・ 特別地域内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可(自然公園法 § 13③)、特別保護地区内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可(自然公園法 § 14③)が必要。	④ 自然公園法 ・ 公園区域の解除、規制の緩和	④ 自然公園法 【デメリット】 ・ これまで良好に保全されてきた自然環境が改変され、自然公園としての資質低下を招くおそれがある。																					
地方裁量範囲の拡大	49 農地転用許可等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	・ 農地法により、農地等を転用する場合に、面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は大臣の許可が必要 (§ 4①:農地転用、§ 5①:権利移動を伴う農地転用)であり、また知事許可案件のうち2ha以上4ha以下は当分の間、あらかじめ大臣に協議が必要(附則②)。 ・ 北海道における農地転用許可の実績(平成17年度) 道全体 1,554件 840ha (うち農水大臣許可 6件 34ha) (うち農水大臣協議 34件 100ha) ・ 大臣転用事案の標準処理期間 6週間(道3週間、国3週間)	・ 農地法 § 4及び § 5に基づく大臣許可権限を知事に移譲し、農地法附則②に基づく大臣協議を廃止。	【メリット】 ・ 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「土地利用」	農) 農地調整課	2008C 2010C 2034C 3041C																		
	50 保安林に関する権限移譲	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保安林区分</th> <th>指定・解除権限(事務区分)</th> <th>国の関与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~3号</td> <td>重要流域(農水大臣(国の直接執行事務))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>重要流域以外(知事(法定受託事務))</td> <td>解除に係る大臣協議・同意</td> </tr> <tr> <td>4号以下</td> <td>(知事(自治事務))</td> <td>解除に係る大臣協議・同意</td> </tr> <tr> <td>国有林</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安施設地区</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 国有保安林の指定(森林法 § 25①)・解除 (§ 26①)等は、国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図りながら計画的に行われている(国の直接執行事務)。 ・ 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 ・ 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件 (§ 26-2④)となっている。 ・ 平成18年2月、林野庁は内閣府に対して次のような見解を出している。 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと</p>	保安林区分	指定・解除権限(事務区分)	国の関与	1~3号	重要流域(農水大臣(国の直接執行事務))		3号	重要流域以外(知事(法定受託事務))	解除に係る大臣協議・同意	4号以下	(知事(自治事務))	解除に係る大臣協議・同意	国有林	農水大臣(国の直接執行事務)		保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)		・ 次の条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲 森林法 § 25①(保安林指定)、§ 26①及び②(保安林解除)、§ 33-2①(指定 施業要件変更)、§ 41①(保安施設地区指定)、§ 43①(保安施設地区 解除) ・ 農林水産大臣協議・同意の廃止 § 26-2④(保安林解除) ・ 上記法的措置と同時に措置されることが必要 ① 国有保安林の整備管理事務に係る費用相当分を道に措置する制度の新設 ② 民有保安林の次の委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設 【国の委託事業(10/10)】 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1~3号民有保安林に係る損失補償事務その他 【国の補助事業(1/2)】 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4~7号民有保安林に係る損失補償事務その他	【メリット】 ・ 民有保安林については、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。 【デメリット】 ・ 国有保安林については、国による国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図るため、個別案件ごとに、道と国との間で新たな調整事務が発生する。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「土地利用」	水) 治山課	2009C 4008C 4018C
保安林区分	指定・解除権限(事務区分)	国の関与																										
1~3号	重要流域(農水大臣(国の直接執行事務))																											
3号	重要流域以外(知事(法定受託事務))	解除に係る大臣協議・同意																										
4号以下	(知事(自治事務))	解除に係る大臣協議・同意																										
国有林	農水大臣(国の直接執行事務)																											
保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)																											

(大分類:「C 土地利用規制」 ～ 中分類:「土地利用一般」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			2	重複 除く 2						
地方裁量 範囲の拡大	5 1 国の関与の縮小	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	2	<p>① 漁港利用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> • 用地の利用計画の変更については、漁業情勢の変化や漁港の整備、機能施設等の整備に伴い漁港施設用地を適正に利用するため見直しされるものであり、これまでも速やかな変更協議、事務処理に努めてきているが、個別の内容により変更に際し時間を要する事案も見られている。 <p>② 都市計画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都市計画事業については、市町村が主体的に事業推進を図ることとなり、補助採択要件等については、統合補助金・交付金の運用改善等により、既に地方公共団体が地域の実情や事業展開に応じて、より機動的かつ柔軟に事業を実施できるよう措置されている。 	<p>① 漁港利用計画 (特段の法令等の支障なし)</p> <p>② 都市計画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関係法令の改正 (道路法、土地区画整理法、都市再生特別措置法、まちづくり交付金交付要綱、都市公園法、下水道法、都市計画事業に関わる補助関連(特に区画整理・都市計画道路・都市計画公園・下水道・再開発)の採択基準要綱) 	<p>① 漁港利用計画 【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別の内容によっては、水産庁において事務決裁に要する時間分、事務処理が短縮されることが考えられる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在、水産庁が行っている海岸や河川、国有財産などにかかる他省庁との協議を直接、道が行う必要があるため、逆に協議に時間を要する場合もあることが考えられる。 <p>② 都市計画事業 【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> • (財源等に関して) わずかな自主財源で大きな事業が施行可能となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村の実情に応じた財源配分をした場合、市町村間において不公平感を生じる可能性がある。 		水) 漁港漁村課 都市計画課、都市環境課	2004C 2007C

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	D 経済振興対策
中分類	観光振興

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
観光客誘致	5 3 国際観光の振興	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル(§3)及び旅館(§18)での国際放送受信設備、高速通信設備の整備については、平成19年度から、租税特別措置法により、所得税、法人税について特別償却30%または税額控除7%の措置が講じられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光の振興のために施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対する、国税、地方税の優遇措置 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 国税、地方税の優遇措置を受けることで、企業が国際観光の振興に資する施設・設備の整備などに組みやすくなり、本道の外国人観光客の受入体制の整備等が促進される。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 国税、地方税の優遇措置により、国と地方の税収が減少する。 	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「地域限定通訳士」	経) 観光の く) づくりに 推 進局参 事 総) 税務課	3038D
	5 4 カジノの整備	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3	<ul style="list-style-type: none"> 本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていない状況にある。 カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 なお、カジノに係る行為は、刑法§185・§186に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案(5次)がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 新たなエンターテインメント産業の創出 自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 インフラ整備などによる社会的コストの発生 		知) 知事政 策部参 事 総) 観光の く) づくりに 推 進局参 事、商 業経済 交流課 総) 税務課	3047D 3050D 3071D 3074Z*
	5 5 民宿・ファームインの活性化	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2	(自家製果実酒) <ul style="list-style-type: none"> 酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものとみなされ(§43)、製造免許が必要(§7①)となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない(§7②で果実酒は年間6k l以上)。 ----- (牛乳) <ul style="list-style-type: none"> 牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)を定め、特に厳しい基準が定められている。 <ol style="list-style-type: none"> 栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 <ol style="list-style-type: none"> 生乳：比重・酸度・細菌数 製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 殺菌基準：63℃30分 保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂乳固形分など 	(自家製果実酒) <ul style="list-style-type: none"> 酒税法の改正 ----- (牛乳) <ul style="list-style-type: none"> 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表のうち次のものの廃止等 <ul style="list-style-type: none"> 二の(一)の(5)(乳処理業の許可を受けた施設で一貫した処理) 二の(二)の(1)の2(加熱殺菌) 	(自家製果実酒) <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 観光の振興が図られる。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 改正内容(小規模でも免許可など)によっては、製造者に新たな酒税負担が生じる。 衛生面での不安。 ----- (牛乳) <ul style="list-style-type: none"> 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。 	保) 食品衛 生課 企) 地域主 権局参 事	3060D 3062D	

(大分類:「D 経済振興対策」～ 中分類:「観光振興」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			2	重複除く						
観光客誘致	5 6 特定免税店制度	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置(法人税など)、沖縄型特定免税制度に係る特例措置(関税の免税)、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置(法人税など)、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置(所得税・法人税、関税など)などが講じられている。 国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。 消費税は、物品及びサービスの消費に広く負担を求めるといふもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがあり、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品が販売する場合には、消費税が免除されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新法の制定 北海道振興特別措置法(仮称) 関税暫定措置法の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となること、また、消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力のひとつとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。 		経)観光のくづくり推進局参事	1022D 3077D
	5 8 ビザ発給要件の緩和	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない(§6①)。 査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給がされるもの。 国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは3か月以内の滞在について、査証免除。 中国については、修学旅行者に対する査証免除措置(16.9.1~)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国である中国、タイを対象とした規制緩和 <p>※ 国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国(12市場) 中国、香港、韓国、台湾、オーストラリア、シンガポール、タイ、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国査証発給基準の緩和、廃止により、査証の発給が促進され、または、査証の発給が不要となるため、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、海外から本道への観光旅行が促進される。 観光数次査証の発給により、観光旅行の利便性が向上する。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。 		経)観光のくづくり推進局参事	1030D 1034D
観光業振興	6 3 外国人人材受入れの促進	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法令により、在留資格及び在留期間(法§2-2、規則§3)が定められている。 外国人研修生の在留期間は1年又は6ヶ月、人文知識・国際業務の場合の在留期間は3年又は1年(規則別表第2)。 外国人観光客が年々増加する中、来訪者の利便性の向上など十分な受入体制の整備が重要な課題となっている。特に、宿泊施設等で母国語が通じることは重要な要素である。 また、外国人労働者の受入れに関して、ホテル・旅館業界からは外国人研修生についても(財)国際研修協力機構が定める技能研修を実施できるよう業種・職種の拡充を図って欲しい旨の要望(技能実習は、研修期間とあわせて最長3年可能であり、在留資格も「特定活動」となり在留期間も3年又は1年となる)がある。 しかしながら、「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題もあり、国においては制度本来の目的を達成するための見直し作業が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法令の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国からの優秀な人材を一定期間確保することにより、外国語による優れた接客サービスを行うことができるなど、道内観光従事者の外国人観光客に対するホスピタリティの向上が図られ、北海道が本格的な国際観光地として、海外との競争力の向上が期待できる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題がある。 		経)観光のくづくり推進局参事、人材育成課	1031D 1033B*

(大分類:「D 経済振興対策」～中分類:「観光振興」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
観光業振興	6.4 自家用車による旅客共同送迎	旅客の利便性向上と宿泊施設の劣力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可(§4)が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 道路運送法では、自家用車による有償運送を認める制度として、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、NPO等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」(§78)が認められており、大臣の登録(§79)が必要。いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるもの。 なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合については、利用者からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等の対価のいずれも受け取らない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうると思われることから、個々のケースの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 宿泊施設利用者の利便性向上など。 【デメリット】 ・ 旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。 		企)交通企画課	1036D
	6.5 有料顧客送迎に係る権限移譲	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可(§4)が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 道路運送法に基づく旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省(窓口は全道8か所の運輸支局)が一元的に行っている。 道路運送法により、旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ第二種免許が必要とされる(§86)。なお、第二種免許は、旅客等の安全を確保するため、第一種免許より高度の適性、技能及び知識を必要とし、受験資格も厳しい。 さらに、車両区分ごとの死亡事故発生状況や車両の大型化等、免許制度上の事故防止対策を講ずる必要から、平成19年6月には改正道交法が施行され、中型第二種免許が新設された。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令(道路運送法、道路交通法)の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 自動車の種類に応じた第二種免許を有せず、旅客事業運送が可能となる。 ・ 観光の活性化による本道経済の活性化 【デメリット】 ・ 本件の「体験観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 ・ 仮に、届出制への移行を検討するとしても、許可制度と同等の基準による運送の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 ・ 旅客の安全性の確保に支障をきたす。 		企)交通企画課 警)交通企画課	4006D

中分類 | その他

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
金融市場の活性化	6.6 金融自由化	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2	<p>(時差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の標準時は、標準時二関スル件(明治28年勅令167号)で定められている。 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時(明石標準時)と西部標準時(台湾など)の2つの標準時があった。 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。 <p>(金融自由化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。 	<p>(時差)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例法の制定 <p>(金融自由化)</p> <p>(特段の法令等の支障なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備などに経費がかかる。 		経)商工金融課 地域主権局参事	3048D 3049D
	6.7 新総合金融市場の創設	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。 	<p>(特段の法令等の支障なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備などに経費がかかる。 		経)商工金融課	3070D

(大分類:「D 経済振興対策」～中分類:「その他」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
物流・人材移動の活性化	6.9 自由貿易地域指定	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、C I Q業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置(法人税など)、沖縄型特定免税制度に係る特例措置(関税の免税)、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置(法人税など)、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置(所得税・法人税、関税など)などが講じられている。 「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖縄振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 C I Q業務については、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の出向を行っている。 固定資産税については、現行制度において、市町村が公益等の事由により課税免除等を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易地域を定める法律の新規制定 出入国管理及び難民認定法、関税法、検疫法の改正 税条例に基づく課税免除等の適用 税の減免措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易地域内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 自由貿易地域内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。 固定資産税の軽減により企業立地が促進される。 道の意志でC I Q人員の増減が可能となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の基本である公平の原則と矛盾する。 交付税による減収補てんがなかった場合、市町村への財政運営への影響が懸念される。 C I Q業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安。 		経) 商業経済交流課 市町村課、交通企画課	1024D 2012D
	7.2 トラックコンテナの国際基準化	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路法により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅・重量・高さ・長さ・最高限度が決められており(§47①)、具体的な数値については、車両制限令§3)、貨物が特殊でやむを得ない場合に道路管理者が許可したときのみ通行可能(§47-2①)。 コンテナは、国際大型コンテナと国内コンテナに大別され、それぞれI S O規格ならびにJ I S規格。海上コンテナは、世界中の港での効率的な荷役を実現するためにI S O規格を満たすコンテナをいい、日本で独自の規格のJ Rコンテナと区別される。なお、海上コンテナのサイズについては、I S O規格で定められており、この規格を取り入れるかどうかに関する法的規制はない。 I S O規格に合致したコンテナであっても、サイズによっては車両で搬送する際に幅、重量、長さ(12m)、高さ等について道路法上に制約(具体的な数値は車両制限令§7)があるため、道路管理者に対して通行の許可を得なければならない場合がある。したがって、I S O規格で最大の45フィートコンテナ(長さ13.7m)は道路法§47②で通行できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令§3の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外からの積荷の45フィートコンテナを、手続きなしでトレーラーで搬送できれば、物流の効率化につながる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路事情によっては、安全に通行できないことが考えられる。 		企) 地域主権局	1075D

(大分類:「D 経済振興対策」 ~ 中分類:「その他」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
空港の活性化	7 5 空港の一括管理	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている(法§4及び§5、令§1)。 <ul style="list-style-type: none"> ◇第2種A空港(国設置・国管理) <ul style="list-style-type: none"> 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第2種B空港(国設置・市管理) <ul style="list-style-type: none"> 旭川、帯広 ◇第3種空港(道設置・道管理) <ul style="list-style-type: none"> 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場(防衛省との共用飛行場) <ul style="list-style-type: none"> 丘珠 	<ul style="list-style-type: none"> 航空法、空港整備法、特別会計に関する法律(旧空港整備特別会計法)の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することになり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の4空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。(また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について、精査する必要がある。) 道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の職員の受入れ等、人件費の負担増が見込まれる。 		企)新幹線・交通企画局(参事)建設政策課	3075D 3107D
地場産業育成	7 6 酒造免許付与権限の移譲	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2	<p>(酒類の製造免許)</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒税法により、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない(§17)。 	<ul style="list-style-type: none"> 酒税法の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地場産品の活用が図られ、地域資源を活用した産業振興につながる。 		企)地域主権局(参事)	1080D 2014D
	7 9 食品の機能成分表示制度	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1	<p>(栄養表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法により、食品について栄養表示(栄養成分及び熱量に関する表示)を行う場合は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならず(§31、栄養成分は施行規則§16及び§17)、また、乳児用など特別の用途に適する旨の表示(特別用途表示)は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない(§26)、栄養表示の基準を満たしているものや特別用途表示の許可を受けたものは、その範囲内で機能性等の表示を行うことができる。 誇大表示の禁止が規定されており、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない(§32-2)。 <p>(保健機能食品の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法により、食品への表示については、基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない(§19)。 また、食品衛生法施行規則により、特定保健用食品及び栄養機能食品(以下「保健機能食品」という。)以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない(§21④IV)。 	<p>(栄養表示)</p> <p>(保健機能食品の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法施行規則§21④IVの廃止 	<p>(栄養表示)</p> <p>(保健機能食品の表示)</p> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健機能食品の基準を満たし、必要な手続きを経たものであれば、その範囲内で機能性等の表示を行うことは可能であるが、これ以外の食品で、効能等を表示して販売することは、購入者等に医薬品や保健機能食品との誤認や混乱を招くおそれがある。 		経)産業振興課(保)健康推進課、食品衛生課、医務薬務課	1019D

(大分類:「D 経済振興対策」～中分類:「その他」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
地場産業育成	(79 食品の機能成分表示制度)				(医薬品の表示) ・ 薬事法により、製造販売の承認を受けなければならない医薬品であって、厚生労働大臣の製造販売の承認(§14)を受けていないものについては、名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない(§68)。 ・ 従って、医薬品の承認を得たものでなければ、効能表示が認められていない。 (その他参考) ※ 道では、機能性のある食品の販路拡大を図る場合、販売側から科学的根拠の有無を問われることが多いため、企業のニーズに応じた評価機関を紹介する支援システムの構築を進めている。	(医薬品の表示) ・ 薬事法の改正	(医薬品の表示) 【メリット】 ・ 北海道独自に定める評価基準がその商品の安全性を保証できるのであれば、道産品のイメージが向上し、道内経済の活性化が図られるものと考えられる。 【デメリット】 ・ 評価基準を満たした商品が、例えば使用して健康被害が生じた場合、その基準を定めた行政機関が責任を負うことになるほか、健康被害に対する補償など企業に多大な負担を求める結果となるものと考えられる。			
自営業者の経営安定化	80 自家用貨物自動車の車検延長	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	・ 道路運送車両法により、自家用貨物自動車(自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの)の車検期間については、新規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている(§61、§62)。	・ 道路運送車両法の改正	【メリット】 ・ 事業における経費節減など。 【デメリット】 ・ 車両の安全性に対する不安		企) 交通企画課	3009D
IT産業振興	87 中国人短期滞在ビザ免除	中国人技術者が北海道に入学する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1	・ 出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない(§6①)。 ・ 査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給が行われるもの。 ・ 国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 ・ このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは3か月以内の滞在について、査証免除。 ・ 中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済(H16.9.1~)。 ・ 北海道のIT産業は、中国をはじめとしたアジア等のビジネス連携を推進しているが、中国人技術者が来日するには短期滞在ビザが必要であり、取得に時間を要する現状にある。 ※ 構造改革特区でのビザ免除の申請に対し、外務省では不法残留の問題等から却下している状況にある。		【メリット】 ・ 中国人技術者の入国を緩和することにより、道内IT産業と中国IT産業との協働関係が進展する。 【デメリット】 ・ ビザの免除で入国した者は、自由に国内を移動でき、道における滞在を担保することができない。		経) 産業振興課	1032D
タクシー	89 法定3カ月点検の撤廃	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1	・ 道路運送車両法により、自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3ヶ月ごとに技術上の基準により自動車を点検しなければならない(§48①)。	・ 道路運送車両法の改正	【メリット】 ・ タクシー事業運営の安定化など 【デメリット】 ・ 車両の安全性に対する不安	本提案内容に関連して委員提案「救急タクシー」	企) 地域主権局参事	1078D

(大分類:「D 経済振興対策」 ~ 中分類:「その他」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
タクシー	90 需給調整	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、一般旅客自動車運送事業は、自動車数等を記載した事業計画などの申請書を提出し、国土交通大臣の許可が必要(§4)。 車両数の増減は、基本的には事業者の経営判断に委ねられているが、特定の地域において供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰になっており車両の増加により輸送の安全や利便を確保することが困難となる恐れがある場合などは、大臣が期間を定めて緊急調整地域として指定し、新規許可や事業計画の変更(増車)ができない(§8)。 平成14年にタクシーの需給調整規制が見直されて以来、車両数が増加傾向にあり、経営面からも厳しい状況にあることから、事業者からも規制の見直しについて要望が出されている。 ※ 国土交通省で、緊急調整措置について、地域実情に応じた弾力的運用ができるかどうかの検討が進められていると聞いている。	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法の改正 	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> タクシー事業運営の安定化など 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 業界内での競争原理が働かなくなることによる価格上昇など 		企) 交通企画課	1079D
その他	92 時差の導入	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1	(時差) <ul style="list-style-type: none"> 日本の標準時は、標準時二関スル件(明治28年勅令167号)で定められている。 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時(明石標準時)と西部標準時(台湾など)の2つの標準時があった。 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経150度は、ウルフ島を通っている。 ----- (金融自由化) <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。 	(時差) <ul style="list-style-type: none"> 特例法の制定 (金融自由化) (特段の法令等の支障なし)	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> システム整備に経費がかかる。 	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「シルバーウィーク」	企) 地域主権局参事(経) 商工金融課	3048D* 3049D* 3073D
	93 サマータイムの導入	サマータイムの本格実施を行う。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 関連する法令としては、期間・期限・時間・時刻を定めた法令等(民法、商法、刑法など) H16~18に、札幌商工会議所が中心となり「北海道サマータイム実証実験」実施 (H18は、道央地域を中心に約700団体、12市町村が参加。道外時差の課題が大きいなどの理由により延長せず)。 H19に、同会議所会員など約30団体・1市町村で自主実施したほか、道では、エコ・サマータイム実践PR事業を実施。 こうした実験などを実施してきたが、現状においては、道民意識の盛り上がりまでには至っていない。 国においては、全国一律実施のサマータイムあるいはそれに準じた取組(勤務・営業時間の繰上げ)について検討することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例法の制定 	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 北海道の地理的特性である夏季の日照時間の長さや涼しさを活用した北海道らしいライフスタイル構築の可能性。 サマータイム導入に伴う時間の使い方によっては、観光等の面で経済波及効果も期待する見方もある。また、逆に道民の理解と協力のもと、消灯時間の繰上げ等がなされる場合には省エネ効果も期待。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 道民の生活面への影響として、道民の暮らし、健康面での影響、道外の取引先との連絡調整のための終業時刻の延長などによる労働強化の可能性など。 北海道時と日本標準時の取扱いについて、時刻表示を変更せず道民に誤謬をお願する場合は混乱発生が懸念される。また、時刻表示を変更する場合は案内や時刻表などの変更コストが発生するほか、道外取引先との時刻の取扱いに関する調整が必要となり、システムで解決を図るとすると、コストの発生が懸念される。 メリットで掲げている経済波及効果への期待は、省エネ面から見るとデメリットとなることに留意が必要。 		知) 知事政策部参事	1038D 3045D

(大分類:「D 経済振興対策」 ~ 中分類:「その他」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
その他	94 自動車等の潜在需要掘り起こし	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法により、自動車（原付自転車及び126～250cc以下のバイクを除く。250cc超バイク（小型自動車）を含む）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ運行の用に供してはならない（§58、§61）。250cc超バイク（小型自動車）の車検期間は、新規登録後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている。 地方税法により、自動車税は、原則として4月1日現在の所有者に1年分の税額を課税（§147、§148）。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法の改正 地方税法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 夏季期間のみの運転希望で車両購入を控えている者の潜在需要の掘り起こしにつながる。 自動車の使用期間によっては、税負担が軽減される。 【デメリット】 行政事務の複雑化及び行政コストが増加する。 道税収入（自動車税）の減 		総務課 地域主権局参事	3053D 3079D
	96 不動産短期賃貸契約の簡便化	長期滞在を促進する上でホテル・旅館のみならず空室・空家を滞在先とした場合、短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業法により、宅地建物の賃借の代理又は媒介をする行為を業として行うことについては、一般消費者保護の観点から契約締結の際、法で掲げる事項（契約内容）を記載した書面の交付を義務づけており、契約締結の判断の材料となる重要な事項については、契約が成立するまでの間に、これらの事項を記載した書面を交付し、取引主任者をして説明することを義務づけている（§35）。 自ら所有する不動産の賃貸については、借地借家法及び民法の適用となる 旅館業法により、「人を宿泊させる営業」については、旅館業法の規制を受ける（§2）が、一般的には週単位で期間を定めて（1ヶ月未満）物件を使用させる場合には、旅館業法上の営業許可が必要と考えられている。 <p>※ 国土交通省において、重要事項説明のあり方について見直し（口頭説明を不用とする項目を整理するなど）を検討中と聞き及んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （旅館業法等の適用関係を整理） * 旅館業法上の「人を宿泊させる営業」に当たると、ウィークリーマンションなどの短期宿泊賃貸マンションの運営事業は、旅館業法により規制され、宅地建物取引業法の適用がないものとして取り扱われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 契約手続きに要する時間が短縮される。 【デメリット】 宅地建物取引業法では、賃貸借契約期間の長短にかかわらず最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者保護に欠けるおそれがある。 		建 建築指導課	1040D
	98 理容師・美容師の垣根撤廃	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 理容師法及び美容師法により、理（美）容の業は理（美）容師の免許を受けた者が理（美）容所で行うこととされており、理容師が美容の業を行うこと、美容師が理容の業を行うことはできない（理容師法§6、美容師法§6）。 <p>※ 「構造改革特区の提案」及び「全国で実施すべき規制改革及び民間開放要望」でも同様の提案が国に対してなされているが、実施する事項としては認められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理容師法及び美容師法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 美容所における顔そりなど、今までに無いサービスの提供が可能となり、利用者の利便の拡大が図られる。 【デメリット】 理容師と美容師は必要とされる知識や技能に違いがあるため、両者の垣根が無くなった場合、免許取得を希望する者の負担が増加する可能性がある。 		保 食品衛生課	1081D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	F 環境保全
中分類	環境保全

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
バイオ燃料	108 バイオ燃料の普及促進	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6）。 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入推進には、原料の安定供給の支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、更にガソリン税等の減免などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としてはこれらを国に対し要望している。 また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 なお、普及促進のためには、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） 制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進） 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の使用促進 地球温暖化防止 製造拠点整備等による関連産業振興 新たな産業創出 		環 環境政策課	1018F
	109 バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法により、軽油に軽油以外のものを混和した場合は軽油とみなされ（§700-2②）、軽油引取税の課税対象となる。 廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、優遇税制の創設が国において検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法の改正（課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置） 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化石燃料との価格差解消によるバイオディーゼル燃料の需要の増加 化石燃料の消費量の抑制（地球温暖化の防止に寄与） 廃食用油のバイオディーゼル燃料の原料としての利用率の増加（リサイクル率の向上） バイオディーゼル製造事業者等の増加によるリサイクル関連産業の振興 バイオディーゼル燃料を使用する者の税負担が軽減されることから、普及につながる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道税収入の減少（最大推計△3億5千万円/年） 道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格がゆがめられる。 道のみで減免導入した場合、道内で給油後、道外で給油した場合などの課税の取り扱いが複雑になる。 		環 循環型社会推進課 総務課 税務課	1083F
	110 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0	<p>① 遊休農地の活用（農地指定解除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。 バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。 	<p>① 遊休農地の活用（農地指定解除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法（§2①）の特例措置の創設 	<p>① 遊休農地の活用（農地指定解除）</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。 		農 農地調査課 農業経営課 食品政策課 環境政策課	1017B 3037B 3066B 3078B

(大分類:「F 環境保全」 ~ 中分類:「環境保全」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
バイオ燃料	(110 遊休農地を活用した燃料生産)				<p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能(§27-13の 特定法人貸付事業(平成17年9月~))。 国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。 本道への先端的な研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 バイオ燃料生産を行う企業を対象とした地方税の課税免除等、及び地方交付税による減収補てん制度はない。 	<p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法(§27-13) 特例措置(所有権の取得) 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進) 国への制度改正要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進) 	<p>② バイオ燃料特区の指定</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 バイオ燃料の生産・使用促進 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 CO2の削減による地球温暖化防止 製造拠点整備等による関連産業振興 新たな産業創出及びそれによる地域振興 バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減 <p>【デメリット】</p> <p>(上記①のデメリットに加え、)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 道税収入の減 		経)資源エネルギー課 総)税務課	
					<p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。 	<p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <p>(特段の法令等の支障なし)</p>	<p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観作物としての観光資源的な役割 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。 			
					<p>④ ガソリン税(揮発油税、地方道路税)の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税(§1)。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(揮発油に類する物に限る)としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす(§6)。 地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税(§1)。 揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。 	<p>④ ガソリン税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進) 国への制度改正要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進) 	<p>④ ガソリン税の減免</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 製造拠点整備等による関連産業振興 新たな産業創出 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税収の減少 食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。 			

(大分類:「F 環境保全」 ～ 中分類:「環境保全」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
廃棄物・リサイクル	113 一廃処理施設の設置要件緩和	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法により、一般廃棄物処理施設のうち、一日当たりの処理能力が5t以上（同法施行令第5）のごみ処理施設にあっては、知事の許可が必要（§8）。 ・ 一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除（許可を付与）しているものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法の改正 	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査の必要性が無くなる。 ・ 施設の技術的基準に適合させる必要が無くなる。 ・ 許可申請の手続きが不要となる。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響についての調査がなされないまま施設が設置される場合には、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがある。 ・ 施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理が行われても、施設への改善命令、停止命令等ができなくなる。 	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「廃棄物」	環）循環型社会推進課	4011F
	114 処理施設許可要件の条例委任	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法により、廃棄物処理施設（同法施行令第5の一般廃棄物処理施設及び施行令第7の産業廃棄物処理施設5）の設置は、許可基準（§8-2、§15-2）に基づき、知事の許可（§8、§15）が必要。 ・ 廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域の生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。 ・ なお、道では、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」により、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法の改正 ・ 審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置 	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民同意が得られた施設設置が図られる。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できってしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなる ・ 説明会の開催等を要することとした場合、許可までに長期間を要する 	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「廃棄物」	環）循環型社会推進課	4012F

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	H 地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
基礎自治体の強化	1 2 3 政令市等の法定要件緩和	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令市地方都市行政の見直し。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法により、政令で指定する指定都市及び中核市は、それぞれ人口50万人以上の市及び30万人以上の市と規定（§ 252-19、§ 252-22）。指定都市については、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。 道内の状況は、現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の改正等 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 市民サービスの向上 地域特性を活かした施策の展開 市全体の活性化 【デメリット】 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 本提案内容に関連して庁内提案を検討中「広域中核市」 	企）市町村課、地域主権局参事	1009H 1042H
	1 2 4 道から市町村への権限移譲	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担うことが望ましいと考えるものを掲げているが、関係法令において、国、都道府県、市町村の費用負担に関する規定が置かれていることなどから、移譲リストにおいては約500項目を法制度の改正等が必要な事務・権限としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担に関する規定が置かれているものなど、関係法令の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。 		企）地域主権局参事	2017H
	1 2 5 2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。 H18.4.12政府・与党合意 ※ 3桁国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革（支庁の整理統合を含む）の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の地方支分部局との機能等統合の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる 窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。 【デメリット】 国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。 		企）地域主権局参事	3006H
役割分担の明確化	1 3 0 負担金制度の廃止	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政法により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体は法令に基づきその経費の一部を負担する（§ 17-2）こととされており、具体的な負担割合は、道路法・河川法など個別法令により規定されている。 北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 国の直轄事業は国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、道ではこれまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に關係法令を改正 直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 制度改正に向け、知事会と連携し国に働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 地方財政負担の軽減 補助事業及び地方単独事業の拡充 【デメリット】 地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念 		企）計画室参事	3058H
	1 3 1 2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	(NO. 125に同じ)	(NO. 125に同じ)	(NO. 125に同じ)		企）地域主権局参事	3006H

中分類 離島振興

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
特有の負担解消	161 課税の免除	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2	<p>(複数自動車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法により、自動車税は、自動車に対し、その所有者に課税 (§ 145)。 ・ 自動車税は、自動車という財産に課税となる財産課税としての性格や、道路損傷負担金としての性格を有することから、基本的にすべての自動車に課税。 ・ 複数自動車の所有者数は未確認 <p>(揮発油税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法では、国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずることとされている (§ 19)。 ・ 近年、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が本土に比べ高騰している状況が続いており、離島住民の生活に影響を及ぼしている。 	<p>(複数自動車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の改正 ・ 北海道税条例第63条の課税免除対象を改正 <p>(揮発油税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法の一部改正 (揮発油税の軽減に係る条項追加など) 	<p>(複数自動車)</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の自動車を有する離島住民の税負担が軽減。 ・ 普通自動車を本土と離島に所有する島民の経済的負担が軽減。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島住民以外の者でやむを得ず複数の自動車を所有する者との税負担の公平性が損なわれる。 ・ 道税収入 (自動車税) の減少 ・ 離島振興地域以外の過疎地域等との整合性 <p>(軽自動車税との整合性)</p> <p>(揮発油税)</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン小売価格の安定による島民の経済的負担が軽減 ・ 自動車用ガソリン以外で揮発油税の課税対象となる工業ガソリンや灯油、ナフサ等の減免による石油化学製品等への影響 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税の減収 (道路特定財源の減収) 		<p>(総) 税務課 (企) 地域づくり支援室 参事</p>	2001H 2002H

中分類 地域活性化

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
道民に対する優遇措置	165 自家用車の車検期間延長	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法により、自家用車の車検期間については、新規登録後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている (§ 61, § 62)。 ・ 自動車検査登録の役割は、①民事登録 (所有権の公証等)、②行政登録 (自動車の保有実態把握等)、③保安基準への適合 (構造・装置の定期的チェック等)、④安全確保、公害防止の担保。 ・ 道路運送車両法により、自動車の保守管理責任者はユーザーとなっている (§ 47)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法の改正 (自動車検査証の有効期間を3年とする) 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査登録に係るユーザーの時間的負担の軽減 (検査に要する費用については、直ちに低廉になるとは言えない)。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備不良車両のチェック機会が減少することによる、道路交通における危険性の増大、公害原因の増加。 		(企) 地域主権局 参事	1068H
独自基準の設定	174 水道法	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法により、水道事業者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない (§ 22)、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するよう塩素消毒をすることとされている (同法施行規則 § 17)。 ・ 名水百選は昭和60年3月に環境庁において、国民の水質保全への認識を深め、良質な水環境を積極的に保護することを目的として選定されたもので、飲用に適していることを保証するものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法及び水道法施行規則の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水から塩素臭がなくなる。 ・ トリハロメタン等の塩素消毒副生成物の生成がなくなる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の水質が飲用に適合していても、送水、配水等の過程において病原性微生物汚染等の可能性があり、汚染された場合の健康被害拡大が懸念される。 		(環) 環境保全課	3057H

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ⅰ 教育・学校
中分類	教育・学校

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
教育・学校	188 青春時間	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1	(道立高校) ・ 道立高校の授業終始の時刻は、北海道立高等学校学則において、校長が定めることとなっており、交通機関の運行状況等を考慮し、設定されている。 ・ 道立学校職員の勤務時間の割振りは、北海道立学校管理規則において、校長が定めることとなっている。 (私立高校) ・ 私立高校の授業終始の時刻については、「私立高等学校の学則の標準例」を踏まえ、学校毎に校長が定めることとなっている。	(特段の法令等の支障なし) ※ 現行制度で対応可能	【メリット】 ・ 授業終了が1時間早まることから、夕方の明るい時間を余暇やボランティア活動などに有効活用が可能となったり、放課後の部活動可能時間が増加することが期待される。 【デメリット】 ・ 学校のみで導入した場合、登校時間を1時間繰り上げることにより、交通機関の運行状況によっては通学が困難となる生徒が発生する。また、一般企業に比べ、登校時間が早いことから、朝食準備などの保護者の負担が増加することが懸念される。 ・ 想定される課題として、朝食をとらずに登校する生徒や遅刻の増加のほか、日課表の変更(午前と午後との授業時数のバランス)や生徒の生活時間帯の変化に伴う心身への影響が懸念される。		教) 高校教育課、教職員課(知) 知事政策部参事	10871


道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	J 福祉
中分類	福祉

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
福祉	194 寄付金の損金処理制度	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄付をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除等の特例（一般の寄附金の損金算入限度額とは別に当該損金算入）の適用（§46-2、租税特別措置法§66-11-2）。 道における認証数1306団体（H19.6）のうち認定NPO法人は2団体。 		【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 企業等からNPO法人への寄附が増えれば、NPO法人の活動の促進につながる。 		企）地域主権局参事	1066J
	198 福祉有償運送の規制緩和	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域（所在市町村）にあることを要するという規制の緩和。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、一定の場合を除き、自家用自動車を有償で運送の用に供してはならず（§78）、自家用有償旅客運送を行う場合には国土交通大臣の登録（§79）が必要。 登録にあたっては、運送の区域など国土交通大臣省令で定める事項を申請（§79-2）しなければならない。運送の区域に関しては、運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とし、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外にしなければならないとされている（規則§51-4）。 福祉有償運送（同法規則§49Ⅲ）とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能としたもの。 運営協議会とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な福祉有償運送等に関する協議を行うため、市町村長や知事が主宰する協議会（同法規則§51-7）。 		【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 広域分散型の北海道においては、市町村単位を越えた広域的な取組により、通院・リハビリなど住民の安全・安心な暮らしを守ることができる。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 運営協議会が地方公共団体の主宰とされているのは、福祉有償運送を行おうとする者及び利用者の実態を把握しているのが地方公共団体であるためであり、発地又は着地でない市町村が主宰する運営協議会に輸送の必要性や安全性の判断をゆだねることは適当ではない。 		保）福祉援護課	3099J
	199 介護サービス事業所等の指定	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法により、訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定については、全国一律の要件（厚生労働省令）により知事が行っており、指定要件に関する知事の裁量権はない（§70①、86①など）。 事業所の指定について、指定要件を満たしている場合は、地場業者であるか否かにかかわらず、指定を受けることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の改正（指定要件を都道府県知事が定められるよう） 	【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 住民が事業所を選ぶ際の選択肢が少なくなる可能性がある。 必要なサービスの提供が困難となる地域が生じる可能性がある。 競争原理が働かなくなり、サービスの質の向上が図られない可能性がある。 		保）介護保険課	3105J

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	B 農林水産業の振興
中分類	農業の振興

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
農業生産力の向上	26 目標設定・体制整備	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4			○		<ul style="list-style-type: none"> 第3期北海道農業・農村振興推進計画で、平成27年度を目標とする道独自の生産努力目標を設定（本道の食料自給率 H15：192% → H27：242%） 農業改良普及センター本所では広域的・専門的活動を担い、支所においては地域班体制により、地域に密着した活動を展開している。 	農）技術普及課、農政課、3014B、3016B	3002B、3013B、3014B、3016B
	27 外国人材受入れの促進	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 本道においては、農業及び水産加工の分野において、「外国人研修・技能実習制度」を利用した外国人が多く受け入れられている。 国では、制度の趣旨と実態に乖離が見られることから、2009年の制度改革を目指し、検討を進めている。 	経）人材育成課	1033B
	28 教育機関整備・資格制度導入	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 道立農業大学校を平成18年度から学校教育法に基づく専修学校とし、4年制大学への進学を可能とするなど、教育の充実強化に努めているほか、本道では認定農業者制度が有効に活用されている（参考：デンマークのグリーンカード制度【農業国家資格・30ha以上の農地に義務付け、農業専門学校等の運営費補助など、各種優遇措置あり】）。 新規参入については、北海道農業担い手育成センターが中心となり、就農の条件整備等を行っている。 新規就農は自由であり、認定等の規制はない。 	農）農業経営課	1016B
	29 新規就農者の認定緩和	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の氷結など実施上難しい面はあるが、春先の融雪水等の活用により同様の効果が見込まれ、実践事例もある。 「ふゆみずたんぼ」=冬の田に水を張ることにより、水生生物や渡り鳥に生育環境を提供するとともに、抑草効果や施肥効果を得て、稲を育てる農法 	農）農業経営課、農政課	4009B、3065B
遊休地の活用	31 ふゆみずたんぼ	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の氷結など実施上難しい面はあるが、春先の融雪水等の活用により同様の効果が見込まれ、実践事例もある。 「ふゆみずたんぼ」=冬の田に水を張ることにより、水生生物や渡り鳥に生育環境を提供するとともに、抑草効果や施肥効果を得て、稲を育てる農法 	農）農業経営課、農政課	3065B
施設の整備	32 雪氷冷熱倉庫の建設促進	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 雪氷冷熱エネルギーによる農産物貯蔵施設の整備については、強い農業づくり事業など農業関係補助事業で対応可能である。 なお、国に対しては、雪氷冷熱エネルギーを含む新エネルギーの利用促進に向けた支援制度の拡充を要望している。 	農）農政課（経）資源エネルギー課	1015B
その他	34 農業、漁業への公的保証	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 北海道信用保証協会は中小企業向けの信用保証機関であり、農業及び漁業に対する信用保証制度としては、北海道農業信用基金協会及び北海道漁業信用基金協会による信用保証制度が確立されている。 	経）商工金融課	3068B
	35 オーガニック認定制度の制定	農産物や食肉、乳製品など、厳しい基準をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> JAS法により、有機食品の表示については、有機農産物や有機畜産物、それらを使った加工食品の日本農林規格が制定されており、「有機」・「オーガニック（化学肥料や農薬に頼らずに堆肥や生物などを利用して栽培する健康で安全な農作物の栽培方法）」など表示が可能。 有機農法は害虫や病気の被害のリスクが高まるが、農業災害法により、農家が自然災害等により受ける損失を補てんする共済事業を実施している。 有機農産物を安定的に生産する技術を確認するため、農業試験場において、試験研究を実施している。 <p><参考></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>○有機農産物の生産方法の基準（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと 遺伝子組換え種苗は使用しないこと </div> <p>○有機JASマーク</p>  <p>登録認定機関名</p>	農）食品政策課	3104B

中分類 水産業の振興

小分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係部課	個票番号	
			重複 除く		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
水産業の 安定化	4 0 操業調整の期 間短縮	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1	○				<ul style="list-style-type: none"> 世界中を回遊する魚を対象とする漁業及び水産業の管理は国の専掌事項 道に関連する指定漁業は、沖合底引き網漁業、大中まき網漁業、30トン以上船のいかつり漁業、10トン以上船のさんま漁業、遠洋・近海かつお、まぐろ漁業等があり、これら指定漁業（大臣管理）は、 <ol style="list-style-type: none"> ① 国が複数県をまたぐ魚種を対象に、資源の把握・評価や管理、操業上の諸調整などを行っている。 ② 操業海域が広域であり、ロシアなど外国水域や公海での操業については、多くが外交（政府間）交渉で決定されている。 	水) 漁業管理課	2013B
	4 1 養殖水産物の 密漁取締	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> 漁業調整規則の罰則規定は、条例で独自の罰則を定めるとしても、漁業法（§65③）、水産資源保護法（§4③）の枠内である。 密漁に対する罰則の強化については、これまで道、道議会、団体等が国に対して漁業法等の改正を要請してきたが、平成19年6月に漁業法及び水産資源保護法の改正が行われ、密漁の罰則強化が図られた。 	水) 漁業管理課	1011B
	4 2 養殖・栽培技 術の向上	流水、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 海域の特性に応じた養殖や栽培漁業の技術開発・普及に努めている。 特に18年4月に開所した栽培水産試験場（室蘭市）では、地元からの要望が強い、ナマコやハタハタなどに重点を置き、技術開発に取り組んでいる。 	水) 水産振興課	3017B
	4 3 外国人材受 入れの促進	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0			○		<ul style="list-style-type: none"> 水産業における外国人材の受け入れは、「外国人研修・技能実習制度」は、により漁協等で行われている。 国では、制度の趣旨と実態に乖離が見られることから、2009年の制度改革を目指し、検討を進めている。 	水) 水産経営課	1033B*
	4 4 農業、漁業へ の公的保証	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0			○		<ul style="list-style-type: none"> 道では、中小企業融資保証法に基づき設立された「北海道漁業信用基金協会」及び「全国遠洋沖合漁業信用基金協会」に出資し、漁業向け信用保証制度の充実と漁業制度金融の円滑化に努めている。 	水) 水産経営課	3068B*
加工業な どの振興	4 5 外国漁船の水 揚げ規制緩和	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1	○				<ul style="list-style-type: none"> 外国漁船等の管理は国の専掌事項 外国人漁業の規制に関する法律により、外国漁船が我が国の港に寄港する場合は、次の行為のみを目的とした場合を除き農林水産省の許可が必要（§4）。 <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急入港（海難を避け、安全保持） ② 外国から積み出された漁獲物の陸揚げ（積み出し証明書が必要） ③ 洋上から積み出された漁獲物の陸揚げ（特定輸入承認が必要） 	水) 漁業管理課	3067B
	4 6 雪氷冷熱倉庫 の建設促進	雪氷耐熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0			○		<ul style="list-style-type: none"> 雪氷冷熱エネルギーは、これまでも農業団体などによる農産物や加工食品の冷蔵保管や建築物の冷房に利用されている。 なお、国に対しては、雪氷冷熱エネルギーを含む新エネルギーの利用促進に向けた支援制度の拡充を要望している。 	経) 資源エネルギー課	1015B*

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	C 土地利用規制
中分類	土地利用一般

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その 他			
土地の有 効活用	4 8 未使用国有地 ・道有地の活 用	未使用の国有地・道有地の 有効活用を図る。	1	1			○		・ 道が保有している未利用地については、管理に支障のない範囲内で、家庭菜園や仮設利用などで民間等に一時貸付を行い、また、長期継続的な使用については、売り払いすることにより対応するなど、道有財産の有効活用を図っているところである。	総) 総務課	3025C

中分類	農地
-----	----

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その 他			
耕作放棄 地の解消	5 2 農地取得下限 面積の引き下 げ	農地取得の下限面積を引き 下げる。	1	0		○			・ 構造改革特区で緩和されていた農地の権利取得要件である下限面積の特例については、平成17年9月から全国展開が行われ、耕作放棄地の多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、最低10a〔改正前：都府県50a、北海道2ha以上〕まで下限面積を緩和することができることとなった。	農) 農地調 整課	3041C*

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	D 経済振興対策
中分類	観光振興

小分類	細分類	概要	提案数		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他	理由等	関係 部課	個票 番号
			重複 除く								
観光客誘致	57 C I O業務の一部移管	C I O業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1	○				<ul style="list-style-type: none"> C I O業務は国家保安上の基本的責務。 入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として、札幌入国管理局に職員を派遣している。 	企) 新幹線・交通企画局 参事	1029D
	59 中国元両替所の増設	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> 平成10年の外国為替及び外国貿易法改正以降、外国両替業務は自由に行える。 中国の「中国人民銀行公告」により、中国人及び外国人が中国を出入境する際に携帯可能な人民元の限度額は2万人民元（日本円換算≒31万円）とされているが、日本側での両替上限額はない。 	経) 観光の くにつ くり推 進局参 事	1035D
	60 道路標識の統一	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 他言語表記については、国土交通省の「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」が、道路案内標識における表記は日本語と英語の2か国語の表記を徹底することとし、3か国以上の表記は視認性の観点から適切でないとされている。 主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っている。 	建) 道路課	1041D
	61 国際免許規定の変更	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 日本の運転免許証を有しない者は、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証を所持する者、または、交通の安全と円滑を図る上で、日本と同等水準の免許制度を有している国の免許証に翻訳文を添付しているもの（外国運転免許証）を所持する者に限り、日本で運転することができる。 日本の運転免許証と同等の免許証を有しないで運転できることとするのは、無免許運転と同程度の意味を持ち、安全で円滑な交通に支障を来す。 なお、かねて道・経済4団体・観光連盟が要望していた「台湾人観光客に対する日本国内での運転許可」については、本年9月19日施行の改正道路交通法により解禁された。 	警) 交通企 画課	1057D
	62 長期滞在型可能地域	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0			○		<ul style="list-style-type: none"> 観光客や長期滞在者のための施設整備に係る固定資産税の軽減措置は、地方団体の判断で現行でも可能である。 	経) 観光の くにつ くり推 進局参 事、商 業経済 交流課 総) 税務課	3071D*

(大分類:「D 経済振興対策」のつづき)

中分類 | その他

小分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
物流・人材移動の 活性化	68 陸上・海上・ 航空運賃の低減	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1				○	・ 鉄道、バス、船舶、航空機の運賃は、国土交通大臣の認可または届出を要するが、申請・届出をする額は、交通事業者が事業の採算性を考慮して設定しており、専ら民間事業者の経営判断の議論。	企) 交通企 画課	1003D 3029H*
	70 地方港のセー フティネット	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1				○	・ 専ら港湾運送事業のあり方に係る根本の議論 ・ 港湾運送事業法により、港湾運送事業は国土交通大臣の許可（§4）が必要であり、許可基準として労働者数が定められている（法§6、同法施行規則§5に基づきH18.5.9付け通知「一般港湾運送事業等における許可基準等の取扱いについて」により規定）。	企) 地域主 権局参 事	1023D
	71 高速道路の最 高速度	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1		○			・ 公安委員会が、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、最高速度の規制は、車線数や交通事故の発生状況など様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。	警) 交通企 画課	1072D
	73 稚内の一部を ロシアにレン タル	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1	○				・ 外交的な対応を要すると考えられるため、道での対応は困難である。	経) 商業経 済交流 課	3101D
空港の活 性化	74 新千歳空港の 貨物受け入れ	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1			○	・ 新千歳空港では、平成6年の24時間運用に係る関係地域住民などとの合意等により、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸について、原則、一日6回まで可能となっており、現在、貨物便4枠（全日空、ギャラクシー）、旅客便2枠（H19.11月が1枠 JAL22:00着、AD022:30着）として使用されている。	企) 新幹線 ・交通 企画局 参事	1074D	
地場産業 育成	77 加工場の建設	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1				○	・ 専ら民間事業者の設備投資の議論。 ・ 道では、安全・安心で高品質な農畜産物づくりを進めるとともに、特色ある地域資源を活かし、農産物の加工や直売所といったアグリビジネスの取り組みを拡大させるなど、地域食品の付加価値向上や販路拡大等に向けた取り組みを推進することとしている。	農) 農政課 経) 産業振 興課	3015D
	78 コメ粉のPR	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1				○	・ 専らコメ粉に関する広報の議論。 ・ 米粉の利用については、過去に北海道立食品加工研究センターにおいて試験研究を実施している。	経) 産業振 興課	3018D
自営業者 の経営安 定化	81 大型店と商店 街の共存共栄	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1				○	・ 小売店の営業時間、休業日に対する規制はなく、専ら営業の自由に係る議論。	経) 商業経 済交流 課	3046D

(大分類:「D 経済振興対策」 ~ 中分類:「その他」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
企業等誘致	8 2 リサーチ&ビジネスパーク	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2			○		・ 多くの研究機関等の集積が進む北海道大学及び周辺エリアに、研究開発から事業化までの一貫したシステムを産学官の連携により構築することにより、新事業・新産業を創出し、北海道経済の活性化を図ろうとする取り組みとして、国とも連携しながら北大リサーチ&ビジネスパーク構想を推進している。	(経) 産業立地課 科学技術振興課	1020D 1026D
	8 3 ものづくり産業	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1			○		・ 地域関係開発法(過疎法等)の基準を満たす立地企業に対し地方税の課税免除や不均一課税を行う場合、3年間を限度に地方交付税措置が講じられている。	(経) 産業立地課	1021D
	8 4 産学官連携研究施設	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1			○		・ 研究施設は直接的に経済活動を行うものではないため、支援制度に関する公益性・経済性の点で検討が必要であるほか、既存制度として企業立地に係る財政支援制度があることから、新制度創設には十分な調整が必要であり、専ら研究施設支援に係る施策実施の議論。	(経) 産業立地課 科学技術振興課 市町村課 総務課	1037D
	8 5 他の道州との差別化	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人材を誘致する。	1	1			○		・ 現在も、自動車産業をはじめとする企業誘致や移住対策に積極的に取り組んでいる。	(企) 地域主権局	3098D
	8 6 企業の研究所の誘致推進	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面での優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1			○		・ 北海道企業立地促進条例に基づく助成制度において、自然科学系の試験研究施設の立地に対し、最高20億円の助成を実施している。	(経) 産業立地課	3102D
	IT産業振興	8 8 最適資源配分	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1			○		・ 北海道のIT産業振興については、北海道経済産業局、札幌市、道などの行政機関が各種施策を展開している。また、「北海道情報産業クラスター・フォーラム」、「北海道IT経営応援隊」、「北海道IT施策推進連絡会議」などを通じた連携協力が行われている。	(経) 産業振興課
タクシー	9 1 Park & Rideの推進	Park & Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0			○		・ 「北海道地球温暖化防止計画」において、「パークアンドライドなどによる都市部への自動車の流入抑制の促進」として、道が行う施策として位置づけている。	(企) 交通企画課	3095H*
その他	9 5 道内バイオ関連研究施設の機能発揮	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1			○		・ 道立試験研究機関においては、これまででも、関係機関と連携しながら、新事業・新産業の創出に向け、バイオ分野をはじめとする、道内に一定の産業集積や特色ある技術が存在し、成長可能性の高い分野の研究開発を重点的に推進してきた。 ・ また、本道の有する地域資源や研究ポテンシャル等を生かし、バイオ資源などを生かしたライフサイエンス分野を筆頭に、戦略的な分野を設定して研究開発を促進することを検討している。 ・ 研究開発の推進に当たって、大学・高等専門学校や他の公設試験研究機関、民間企業等との共同開発を行うなど連携しながら、機能の総合的な発揮に努める。	(企) 科学技術振興課	1025D
	9 7 営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1			○		・ 国土交通省告示によれば、依頼者の特別の依頼により支出を要する特別の費用相当額で、その負担について事前に依頼者の承諾があるものを別途受領することは許されている。	(建) 建築指導課	1077D	
	9 9 不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1			○		・ 減価償却資産の耐用年数は、国税としての所得税及び法人税課税の根幹とされており、公平性の観点から全国一律・統一的な取扱がなされている。	(企) 地域主権局参事	1082D	
	1 0 0 法人の経営安定基金認可	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1			○		・ 専ら国税である法人税の議論。	(企) 地域主権局参事	1085D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	E 雇用対策
中分類	雇用対策

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等					関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
労働環境 の整備	101 労働環境の整備	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3		○	○			(採用時年齢制限) ・ 募集採用に係る年齢制限の撤廃を義務化した雇用対策法の改正法案が平成19年6月に成立した。 (最低賃金の値上げ) ・ 北海道の最低賃金については、北海道地方最低賃金審議会での審議を経て、北海道労働局長が決定することになっている。現在、最低賃金法の一部を改正する法律案が国会に提案され、継続審議となっており、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」となどが盛り込まれている。 (通年雇用) ・ 平成19年度から国の新たな対策として、①事業主に対する支援施策の拡充・強化に加え、②一般業務への労働移動による通年雇用化を支援する施策を実施するとともに、③ハローワークをはじめとした地域レベルでの相談・支援体制を充実・強化して、これまで以上に通年雇用化を幅広く図っていくこととされた。(国への施策の充実等を要望していくこととする)	経) 雇用労働課	1013E 3011E 3022E
雇用・就業 機会の 確保	102 在宅就労紹介センター設置	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1				○		専ら老人扶養世帯への就労支援など補助実施に係る予算の議論。 ・ 介護保険は介護サービスを提供する目的で保険料を徴収する仕組みであるため、サービス提供以外の補助金などには使用することができない。	保) 介護保険課	3012E
	103 耕作放棄地の活用	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を図る。	2	0			○			・ 冬期間の水結など実施上難しい面はあるが、春先の融雪水等の活用により同様の効果が見込まれ、実践事例もある。 ・ 耕作放棄地に農作物である菜種の作付けの規制はない。	農) 食品政策課、農政課	3065B* 3066B*
	104 高年齢層人材の活用	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化。若年層時間外の規制。	1	1		○				・ 高年齢者雇用安定法では、平成18年4月1日から、①65歳までの定年の引き上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置が義務付けられた。	経) 雇用労働課	3097D
	105 国庫補助基準の緩和	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1				○		・ 専らシルバー人材センター設置に係る国庫補助の議論。	経) 雇用労働課	4015E

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	F 環境保全
中分類	環境保全

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
自然環境 保全	106 エゾシカ被害 の防止	鳥獣保護区等における捕獲 禁止を、市町村の管理のも と、一定期間解除する。	1	1		○			・ 鳥獣保護区内においても、被害防止や個体数調整の目的である場合は、許可を受けてエゾシカを捕獲 することができる。 ・ 自然公園法の特別地域内における罠の設置についても対応可能である。	環) 自然環 境課	1004F
	107 狩猟者の育成	北海道の特異性などを踏ま え、ライフル銃の所持要件 中、継続して散弾銃10年以 上所持を短縮する。	1	1		○			・ ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃によ る獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可 をしている。 (参考：環境省に対し、銃砲刀剣所持等取締法を所管する警察庁へのライフル銃所持許可規制の緩和要請 を要望している（平成19年1月）)	警) 生活環 境課 環) 自然環 境課	1005F
廃棄物・ リサイク ル	111 リサイクルゴ ミ	リサイクルゴミを、直接リ サイクル企業に持ち込むこ とを許可する。	1	1		○			・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、自らが直接その廃棄物を運搬する場合、許可は不要と されている。	環) 循環型 社会推 進課	1056F
	112 産廃事業所限 定の弾力的運 用	事業所限定のある8廃棄物 について、地域の産業構造 などを踏まえた弾力的な運 用を可能にする。	1	1		○			・ 市町村は、単独又は共同で、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が 処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。また、産業 廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置についての特例も法制化されている。 ・ 現行法令下においても、市町村、事業者、廃棄物処理業者間の調整により対応が可能である。	環) 循環型 社会推 進課	4010F
環境保全	115 地球温暖化対 策	地球温暖化対策モデル基地 を提唱し、バイオエタノー ルなどの取組を真っ先に推 進する。	1	1			○		・ 石油依存度の低減や地球温暖化防止のほか、新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオ エタノールの国内における製造、供給拠点の形成を目指し、地域における取組に対する支援などに取り 組んでいる。	経) 資源工 ネルギー 課 環) 環境政 策課	3003F
	116 自家発電の高 度利用	使用する電力分を自家発電 するため、設備故障時の北 電からの電力供給ができる ようにする。	1	1			○		・ 北電では、自家発電設備を設置している需要家に対しては、高圧では、不足する電力を常時供給す るとともに、検査等のため不足する電力を供給する、自家発電補給電力制度を有している（なお、低圧 では、余剰電力の買い取りを行っている事例はない）。	経) 資源工 ネルギー 課	1065F
	117 環境税の創設	大気汚染原因物質の購入者 は環境税を負担し、省エネ 製品の製造者等は税制優遇 する。	2	2				○	・ 地球温暖化防止法案に環境税を規定することが検討されたが、産業界からの反対で見送られた経緯が あり、専ら環境保全等に関する政策税制の議論。 ・ ゴミの排出抑制に向けては、平成19年4月から改正された「容器包装リサイクル法」が施行され、事 業者に対し排出抑制に向けた取組が求められている。	環) 環境政 策課、 循環型 社会推 進課	1067F 3087F
	118 水道水のおい しい街選考	北海道版おいしい水ベスト 10を選定し、環境保全の取 組を拡大する。	1	1				○	・ 専ら施策実施に係る予算の議論。	環) 環境保 全課	1073F
	119 北海道エコー ライフ宣言	「さっぽろエコライフ10万 人宣言」を北海道全体の取 組として推進し、優遇制度 を設ける。	1	1				○	・ 専ら地球環境保全に係る施策実施の議論。 ・ 道では、地球温暖化防止活動推進員の地域への派遣や産学官が連携した「北海道ウォームビズ・プロ ジェクト」など、環境に配慮した取組を促進するための普及啓発を実施している。	環) 環境政 策課	3072F
	120 国より厳しい CO2削減目標	北海道内を走る自動車に対 するバイオ燃料優遇。国よ り厳しいCO2削減目標の 設定。	1	1				○	・ 温室効果ガス排出削減目標（基準年1990年に比較して）は次のとおりであり、既に国より厳しい目標 を掲げている。（国：2008～2012年で△6%、道：2010年に△9.2%） ・ 国に対し、ガソリン税の減免をはじめとしたバイオ燃料導入促進に向けた環境整備に係る措置を要望 している。	環) 環境政 策課	3100F

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	G 子育て支援
中分類	子育て支援

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他		
子育て支援	121 育児短時間勤務制度の拡大	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1		○			経) 雇用労政課 総) 税務課	1012G
	122 男性の子育て参加支援	国と道の連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1		○			経) 雇用労政課	3001G

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	H 地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
基礎自治 体の強化	1 2 6 市町村合併	近隣市町村の合併ではなく、○○村と札幌市との合併ができるような特別立法を作る。	1	1		○			・ 市町村の合併の特例等に関する法律においても、飛び地合併は可能である。	企) 地域主 権局参 事	3026H
	1 2 7 役割明確化と 基礎自治体育 成	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0				○	・ 国においては、道州制担当大臣のもとに設置された道州制ビジョン懇談会において3年を目途に「道州制ビジョン」を策定することとし、道州制の下での地域社会の姿などについて議論を重ねている。 ・ 全国知事会道州制特別委員会においても、国における検討に地方の声を反映させるため、道州制の下での国と地方の役割分担について議論を行い、本年中に中間取りまとめを行う予定。	企) 地域主 権局参 事	3083H*
	1 2 8 市町村議会に 対する規制縮 小	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1				○	・ 議員定数は人口区分ごとの上限数の範囲内で条例で定めることとなっている。 ・ 議員は地方公共団体の常勤職員などとの兼職を禁止されているほか、請負禁止などの規制がある。 ・ 平成18年度の地方自治法改正により常任委員会の兼任は可能。 ・ 公聴会、参考人、請願など広く地域の声を議会に反映させる仕組みがある。	企) 市町村 課	4001H
	1 2 9 市町村議会選 挙の規制縮小	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1				○	・ 市町村議会議員選挙の選挙運動については、全国的に統一的なルールとして公職選挙法に規定されている。	企) 市町村 課	4002H
役割分担 の明確化	1 3 2 役割明確化と 基礎自治体育 成	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1				○	・ 国においては、道州制担当大臣のもとに設置された道州制ビジョン懇談会において3年を目途に「道州制ビジョン」を策定することとし、道州制の下での地域社会の姿などについて議論を重ねている。 ・ 全国知事会道州制特別委員会においても、国における検討に地方の声を反映させるため、道州制の下での国と地方の役割分担について議論を行い、本年中に中間取りまとめを行う予定。	企) 地域主 権局参 事	3083H
住民自治 の強化	1 3 3 住民投票	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1				○	・ 全国的に、行政運営上の重要事項に係る意思決定について、直接住民に意思を問う制度として、条例に基づき住民投票制度を設けている市町村がある。 ・ 住民投票については、北海道行政基本条例において規定（§4④）。	企) 市町村 課 総) 行政改 革課	3024H
	1 3 4 住民による条 例提案・決定	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1	○	○			・ 法律については国会（議員）及び内閣が法律案を提出し、国会で議決が行われることにより成立。 ・ 条例についても同様であるが、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。	企) 地域主 権局参 事	3033H
	1 3 5 地方政治に関 する市民大学	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1				○	・ 地方政治に関する市民講座については、一部の市町村や大学、民間等において実施されている。 ・ 市民の行政参画機会としては、北海道行政基本条例に基づく審議会委員の公募などが行われている。	企) 地域主 権局参 事	3082H
	1 3 6 投票権行使者 への税控除	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1				○	・ 投票行動によって課税対象が生じるものではないので、税控除との関係が極めて希薄であり、専ら憲法の選挙権と納税義務の根本的な議論。	企) 市町村 課	3086H

(大分類：「H 地方振興対策」 ～ 中分類：「地方自治の強化」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 の 推 進 で 対 応 可 能	そ の 他			
自治体財政・会計の改善	1 3 7 独自課税制度	独自の課税制度を設ける。	1	1		○			・ 税収の使途などを政策面から検討し、必要が認められた場合は、法定外税や超過課税での対応が可能。	総) 税務課	3008H
	1 3 8 複式簿記導入	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1			○		・ 国では、資産・負債に関する情報開示と適正な管理を推進するため、市町村を含めた全自治体に対し、企業会計の考えを取り入れた新たな財務諸表の整備を求めており、都道府県に対しては3年以内の導入を求めている(18.8.31総務事務次官通知)。 ・ 現在、道においては、新たな財務諸表の作成方法を検討しており、後日通知される国からの作成指針等も参考にしながら、より一層わかりやすい財務情報の提供に努めていく。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「地方自治法規律密度」	総) 財政課 出) 総務課	3040H
	1 3 9 歳出科目の一部廃止	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1		○			・ 議決対象である「款項」に対して、長限りで執行できる「目節」は執行科目と呼ばれているが、予算執行に当たっての最小限度の単位である「節」については、全国的な統一性が要求されるため、28節が定められている。 ・ 国においても、予算の添付書類に計上され国会審議の参考となる「行政科目」として、目及び目の細分が定められており、「庁費」の守備範囲(消耗品、通信運搬費、借損料など)が広いものの、25目により公金の執行がなされている。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「地方自治法規律密度」	総) 財政課 出) 総務課	3059H
	1 4 0 第3セクターの破綻制度	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1				○	・ 第3セクターの財政状況については、必ずしも自治体の財政規模に連動するものではなく、専ら独立した法人格であり民事法制の適用を受ける第3セクターの議論。	企) 市町村 財政健 全化支 援室参 事	1084H
	1 4 1 年度をまたぐ工事発注	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	1		○			・ 入札手続に係る準備行為は、その執行のための公告及び指名通知まで行うことができることとされており、また、一般的に、契約締結のための準備行為は年度開始前に行っても差し支えないものと解されている。 ・ また、年度開始前に契約まで行う必要がある場合にあっては、地方自治法に定める債務負担行為の制度により行うことが可能である。	出) 総務課	4003H
	1 4 2 超長期無利子市町村債	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	1				○	・ 地方債の発行条件については、地方財政法では、地方債の利息や期間を定めておらず、地方債の償還年数が施設の耐用年数を超えてはならないと規定されているのみであり、専ら地方債の引き受け手の有無など地方団体の資金調達(信用力)の議論。	企) 市町村 財政健 全化支 援室参 事	4004H
	1 4 3 自動車車検時納税制度	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	1				○	・ 北海道のみにおいて、納税者の一時的な税負担が大きく増えることの問題がある。 ・ 車検証上の使用者を納税義務者とした場合、財産課税としての自動車税の課税根拠が失われ、自動車重量税と二重課税になる懸念がある。	総) 税務課	4013H
市民活動・ボランティア活動の活性化	1 4 4 領域拡大	市民活動等の対象となりうる行政事務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1			○		・ 専ら地方自治体の情報公開や住民参加の手法に係る議論。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「町内会事業法人制度」	企) 地域主 権局参 事	3084H
	1 4 5 活動従事時間貯蓄制度	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1			○		・ 専ら市民活動・ボランティア活動の友好的な実践方法等に係る議論。	企) 地域主 権局参 事	3085H

(大分類:「H 地方振興対策」～ 中分類:「地方自治の強化」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 施 策 の 推 進 で 対 応 可 能	そ の 他	理 由 等	関係 部 課	個 票 番 号
			重 複 除 く								
その他	146 地域の事態に 即した基準設 定	教員のへき地手当の級地区 分について、地域の実態に あった基準とするため、条 例で定める。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> へき地学校の指定は、へき地教育振興法により、各都道府県が文部科学省令で定められる基準に従い、条例で指定することとされており、現行の指定基準は、平成元年に一部改正が行われたもの。 道教委としては、この間、交通事情など地域の実情にも変化が生じてきていることから、これまで国に対し、早期の見直しを要望している。 現在、文科省においては、へき地を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成20年4月を目的に、指定基準の見直しに向け検討が行われている。 	教) 給与課	3039H
	147 道職員の意識 改革	道州制に向けて職員の意識 改革を行う。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 専ら職員の意識改革など道庁における人材育成の議論。 	企) 地域主 権局参 事	3023H
	148 道と国との連 絡体制の強化	地方行政連絡会議を充実さ せるため、議長である知事 の権限を強化し、実効性を 高める。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> 地方行政連絡会議法第10条において「連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。」と規定されており、北海道地方行政連絡会議では、昭和40年に運営規則を定めている。 運営規則においては、事務局を北海道に置き、会議は年1回以上開催するなど規定されており、例年、年度当初に会議(書面)を開催している。 さらに、例年、会議の構成機関がより 効果的に連携・協力することにより、地域における課題解決に資するテーマを協議案件とするため、各構成機関に意見を求め、必要に応じて会議を開催している。 	企) 計画室 参事	3034H
	149 施設の有効活 用	水産系廃棄物リサイクル施 設を再利用するとともに、 補助金の返還金も町の新計 画に充てる。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 提案に係る施設については、廃棄物リサイクル施設として有効利用の検討を進めているところであり、専ら水産系廃棄物リサイクル施設の再利用に係る議論。 補助金は、施設等の整備に対して、その必要性を認めたと上で、特に交付されるものであり、補助を受ける側は、認められた施設等の整備目的に沿って施設を運営する義務を負う。 	水) 水産経 営課	3027H
	150 ふるさと納税 システム	住民税の一部をふるさとに 納税できるシステムとし、 一部の市町村に税金が集中 しないようにする。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税は、大都市圏と地方との間に税収格差がある中で、格差を是正する選択肢の一つとして、専ら全国ベースで制度設計を含めて国において検討している税制議論。 	企) 市町村 課	1063H
	151 基礎自治体連 結会計の導入	北海道が本社機構又は親会 社、基礎自治体が事業部ま たは子会社と見立てて歳入 ・歳出を評価する。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> 決算などの財政状況について、住民に対する情報公開の手法の議論であり、特段法令の制約等はない。 	企) 市町村 財政健 全化支 援室参 事	3090H
	152 行政サービス 品質管理制度	道州政府のすべてのサービ ス分野ごとに品質管理を行 い、品質監査を行うために ISO9000を導入する。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> 専ら将来の道州制下における政策展開の議論ではあるが、ISOについては、法制度等も存在せず、現在においても、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて導入することが可能。 	企) 市町村 課、地 域主権 局参事	3091H
	153 電子政府の充 実化	紙資源及び書類保管スベ ースの大幅削減を図るため に官庁IT化を協力的に進め る。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 道では、平成13年3月策定の「北海道高度情報化計画」の中で電子道庁の実現を掲げ、ITを活用した申請・届出、税の申告、調達等の各種手続のオンライン化や総合的業務処理システムの検討・利活用を推進している。 	企) 情報政 策課	3096H
	154 道立美術館の 地方独立化	道立美術館の運営に関し て、地方独立化という選択 肢が可能となるよう、権限 の移譲を受ける。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 本年7月に中央教育審議会、博物館の地方独立行政法人化等について審議を開始しており、道教委では、道立美術館のあり方について、国の動向を視野に入れ、検討を進めている。 	教) 文化・ スポ ーツ課、 教育職 員局参 事	4007H

(大分類：「H 地方振興対策」のつづき)

中分類 地域防災対策

小分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係部課	個票番号	
			重複 除く		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
地域防災 対策	155 電波の周波数 割当	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1	○				・ 国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、利用目的に応じた使用可能な周波数帯をあらかじめ定めており、無線局免許の付与に際しては、国が当該周波数帯の中から周波数を割り当てている。	企) 情報政 策課	3042H
	156 除排雪車の課 税免除	地方道の除排雪作業者に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1				○	・ 軽油引取税は道路整備に充てられる目的税であり、一定の用途に限り課税免除が認められている。	総) 税務課	3056H
	157 コミュニティ -FMの出力	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1	○				・ 国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。	企) 地域主 権局参 事	1051H
	158 道路除雪の一 元管理	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1				○	・ 国道、道道、市町村道の除雪は、各々の道路の機能や目的に応じて効率的に実施している。 ・ H17以降、連携・共同事業として、大雪などの異常気象時の除雪について、状況に応じて相互乗り入れなどを実施し、より効率的、効果的な除雪連携を図ることとしている。	建) 道路課	1052H
	159 プロパン供給 の見直し	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1		○			・ 70世帯以上のマンションである場合についても、「ガス事業法」に定める「簡易ガス事業」としてプロパンガスによる供給を行うことが認められている。	総) 資源工 ネルギー 課	1069H
	160 公共建築物の 耐震改修	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1				○	・ 専ら耐震改修等に係る事業執行の議論。 ・ 改正地震防災対策特別措置法が平成18年3月に施行され、「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた公立小中学校等の耐震改修等の事業について、国庫補助率の嵩上げ措置がなされている(1/3→1/2)。 ・ 消防庁では「公共施設耐震化事業」により、市町村の公共施設等の耐震化の推進を図っている。 ・ 文部科学省では、公立学校の耐震化の推進を図っている。 ・ 国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」においては、市町村からの予算要望に応じている。	建) 建築指 導課 総) 防災消 防課	2035H

中分類 離島振興

小分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係部課	個票番号	
			重複 除く		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
特殊性への 対応	162 基準の緩和	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2				○	・ 国では、事業採択にあたり、産業連関表の活用により地域全般に及ぼす漁港の効果を算出できるといった、費用対効果分析にかかる新たなガイドラインの導入を図るなど効果算定の見直しを行っており、適宜、検討している。 ・ 特別養護老人ホームの定員数については、利用者のサービス水準を確保するとともに、国費の公平な執行を図るため、一定の基準が定められている。	水) 漁港漁 村課 保) 高齢者 保健福 祉課	2003H 2005H

(大分類：「H 地方振興対策」のつづき)

中分類 地域活性化

小分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係部課	個票番号	
			重複除く	国の特掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他				
道民に対する優遇措置	163 減税措置	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6				○	<ul style="list-style-type: none"> 専ら国税・地方税の根幹に係る制度論であり、例えば、地方税においては、地方自治体の裁量で減免することができるが、税負担の公平性の問題がある。 住宅建設の際の消費税の廃止については、各種団体等が住宅消費税の廃止を要望している。 固定資産税については、住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられているが、住宅用地特例からは別荘用地が除かれている。 不動産取得税については、一定の住宅及び住宅用土地の取得については、住宅事情等を勘案し、軽減措置が講じられている。なお、「別荘」は住宅から除かれている。 消費税については、食料品は非課税取引とされていない。 	企)市町村課、地域主権局(建)建築指導課(総)税務課	1001H 1070H 1071H 3030H 3031H 3032H
	164 農地法の規制緩和	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 農地法は農業以外での農地の権利移動を排除している。 市街地にある農地などについては、農地転用が可能。 優良農地等を対象とする場合でも、優良田園住宅制度により例外的に農地転用が可能 <p style="text-align: center;">☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「土地利用」</p>	農)農地調整課	2016H
	166 その他	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道や航空機の運賃は、交通事業者が事業の採算性を考慮した上で、申請・届出がなされており、専ら民間事業者の経営判断の議論。 固定資産税については、住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられている。 	企)交通企画課、地域主権局(参)総務課	3029H 3030H* 3031H* 3032H*
施設の整備・活用	167 余裕教室・廃校施設	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2				○	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室の転用については、学校教育に影響を及ぼさない範囲であれば可能。 補助事業完了後10年を経過していない場合は、補助金返還となるが、10年を超える期間を経過した転用で、次の場合は免除される。 ①公共用、公用施設への転用、②学校法人又は社会福祉法人への無償貸与、③国庫納付金相当額の学校施設整備基金への積み立て 地域再生計画の認定を受けた場合は、10年を経過していない場合でも転用可能。 	教)施設課	1006H 1055H
	168 自転車専用レーン	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 車道と別線で整備した自転車道としては、道及び札幌市が管理する大規模自転車道が10路線230km、その他市町村が管理する自転車道が約300km整備されており、自転車道整備事業実施の問題。 	建)道路課	3051H
	169 高速道路	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、専ら安全など公益的見地からの議論。 道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。 	警)交通企画課(建)道路課	3054H
	170 学校と病院の併設	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> 学校の整備に関する現行法令の規定で、病院との併設を規制するものはない。 医療法上の要件を具備している場合は、現行法令で対応可能。 	教)施設課(保)医務薬務課	1047H
	171 有料サーキット	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> 専らサーキット整備及び自動車の運転技術向上に係る施策・事業実施の議論。 	企)地域主権局(参)事	3080H

(大分類：「H 地方振興対策」 ～ 中分類：「地域活性化」のつづき)

小分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係部課	個票番号	
			重複 除く		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
独自基準 の設定	172 住宅に関する 建築基準法	高断熱高気密の住宅、300年ほもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1				○	・ 道では昭和63年度から産学官が一体となって、北国の気候風土に適した性能・整備を有し、かつ街並みとの調和にも配慮した「北方型住宅」の開発・普及に取り組んできており、この結果高断熱・高気密住宅が一般的に建設されるようになってきた。	建) 建築指導課	3052H
	173 既存不適格建 物の活用	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1				○	・ 技術面で、安全性に関する判断を全ての市町村で実施できるかという課題がある。 (道内には、すべての建築物の確認業務を行える特定行政庁が10市、一戸建住宅程度の確認業務を行える限定特定行政庁が39市町ある。)	建) 建築指導課	4005H
	175 その他	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	1				○	・ 最高速度の規制は、車線数や交通事故の発生状況など、様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・ なお、交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能。	警) 交通企画課 交通企画課	3007H
その他	176 都市再生緊急 整備地域の指 定	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1				○	・ H16三位一体改革における補助金改革の一環として、地方団体の裁量を拡大する方向で「まちづくり交付金」として整理された経過がある。	企) 計画室 参事	3043H
	177 中心市街地活 性化法の指定	中心市街地活性化法における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1		○			・ 地域の実情により中心市街地が複数存在する場合も考えられるとされていることから、現行の解釈・運用で対応可能。	建) 都市計画課	3044H
	178 軽微な交通違 反の特例措置	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1				○	・ 違反点数制度は、危険性の高い運転者を道路交通の場から早期に排除しようとするものであり、全国同一の基準を用いている。 ・ なお、ボランティア活動については、違反者講習において、社会参加型講習を実施しており、選択することができる。	警) 交通企画課	1046H
	179 旅館業法適用 除外措置	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1		○			・ 市町村などでは、本道への移住等を検討する方々に対して一定期間の体験滞在を行っている。当該滞在施設の形態は多様であり、旧町職員住宅などの空き家を滞在施設として利用している例がある。	企) 地域づくり支援室	1076H
	180 コミュニティ -FMの出力	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200Wまでとする。	2	1	○				・ 国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。 ・ 「コミュニティ放送局」= 一般の放送局とは異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局。	企) 地域主権局参事	1051H* 3081H
	181 対外輸入関税 ・国内移入関 税	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1				○	・ 専ら将来の道州制下における政策展開の議論であるが、日本国における北海道の位置付けを慎重に検討することが必要。	企) 地域主権局参事	3088H
	182 多様な生活様式 の多様化の促進	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1				○	・ 専ら道の地域特性に応じた税制の議論であるが、税負担の公平性など慎重に検討することが必要。	総) 税務課	3089H
	183 一極集中都市 化の解消	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1				○	・ 専ら本道のあるべき社会システム構築に係る政策議論。	企) 地域主権局参事	3094H
	184 Park & Rideの 推進	Park & Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1				○	・ 「北海道地球温暖化防止計画」において、「パークアンドライドなどによる都市部への自動車の流入抑制の促進」として、道が行う施策として位置づけている。	企) 交通企画課	3095H

☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「広域中核市」・「町内会事業法人制度」

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	Ⅰ 教育・学校
中分類	教育・学校

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 で 対 応 可 能	そ の 他			
教育・学 校	185 小学校での英 語必修	義務教育期間の必修学科を 北海道が独自に決定できる ようにする。	1	1				○	・ 小学校における英語活動については、総合的な学習の時間における国際理解に関する学習の一環として、各学校の判断により実施されており（平成18年度本道で7割程度の学校が実施）、専ら小学校英語必修に係る教育政策の議論。 ・ 国においても小学校段階における英語教育の具体的な方策が検討されている。	教） 義務教 育課	10271
	186 学校と病院の 併設	学校と病院を同一建物で併 設する。	1	0			○		・ 学校の整備に関する現行法令の規定で、病院との併設を規制するものはない。 ・ 医療法上の要件を具備している場合は、現行法令で対応可能。	教） 施設課 保） 医務案 務課	1047H*
	187 教育の見直し	地域が将来めざす方向に教 育内容もそつことができる 特例措置を設ける。	2	1				○	・ 学習指導要領において、各学校は、地域や学校の実態等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとされており、専ら地域における教育政策の議論。	教） 義務教 育課、 高校教 育課	10271* 10531
大学	189 国立大学法人 の予算確保手 段拡充	国立大学法人等の予算確保 のため、起債等資金調達手 段の多様化を図る。	1	1				○	・ 専ら国立大学法人における予算関連の議論であるが、外部資金については、民間からの受託研究や寄付などにより導入されている（平成18年度約98億円）。 ・ 国立大学法人の長期借入金及び債権の目的は、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の整備とされている。	企） 地域主 権局参 事	10281
	190 アジア学生受 入制度の創設	卒業後5年間程度北海道内 に住むことを条件に、アジ アの学生を無償で受け入れ る。	1	1				○	・ 専らアジア学生受入に係る制度創設とこれに伴う費用負担の議論。	企） 地域主 権局参 事	31031
給食	191 給食に道内食 材を利用	小中学校の給食に道内食材 を利用する。	1	1				○	・ 学校給食で道産食材を利用することについては、法令上の規制はない。 ・ 平成17年度の給食全体の食材の購入金額に占める道産食材購入額の割合は65.2%である。 ・ 北海道食育推進行動計画（H17）において、地場産物の活用について記載。	教） 学校安 全・健 康課	10581
	192 給食費未納対 策	払えるのに払わない人への 罰則適用や税金のような給 与徴収方式の導入などを 行う。	2	2				○	・ 悪質な未納に対しては「支払督促」や「少額訴訟」などの法的措置が可能。 ・ 電子マネー方式や食券の導入は現行でも可能。	教） 学校安 全・健 康課	10591 10601

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	J 福祉
中分類	福祉

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等					関係 部 課	個票 番 号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他					
福祉	193 孤児施設の一 元化	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	1			○			<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度の児童福祉法の改正により、保護者の死亡など、明らかに長期にわたっての措置が見込まれる場合や、乳児に兄弟姉妹がいる場合などの特別の事情がある場合については、乳児の段階からの児童養護施設への措置が可能となっている。 	保) 子ども 未来推 進局参 事	1064J
	195 介護福祉費の 適正化	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1					○	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は、被保険者が納める保険料と国・都道府県・市町村からの公費を財源として、介護が必要となった方を国民全体で支える仕組みであり、全国プール制の下での本道の位置付けを慎重に検討することが必要。 	保) 介護保 険課	3093J
	196 カジノを取り 入れた老人施 設	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	1					○	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設等の整備については、各市町村のサービス利用実績や具体的な整備希望などを動かし、圏域内の市町村の意見を調整しながら推進しており、専ら高齢者施設整備のあり方の議論。 また、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型施設の整備を進めている。 	保) 高齢者 保健福 祉課	3074J
	197 外国人材受 入れの促進	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	0					○	<ul style="list-style-type: none"> 介護業務のうち、訪問介護、介護予防訪問介護を行うには、介護福祉士又は訪問介護員の資格が必要。 出入国管理及び難民認定法では、在留資格として、介護の分野は、原則認められていない。 フィリピンとの経済連携協定により、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れが行われる予定。 	保) 福祉援 護課	1033B*
	200 介護サービス 指定基準等緩 和	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1					○	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は、被保険者が納める保険料と国・都道府県・市町村からの公費を財源として、介護が必要となった方を国民全体で支える仕組みであり、専ら介護保険制度のあり方の議論。 	保) 介護保 険課	4019J

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	Z その他
中分類	その他

小分類	細分類	概要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
その他	201 ガソリン税	ガソリン税（道路税）は、道内にはあまり使用していない。	1	1				○	・ 道内の道路整備に要する財源は、ガソリン税等による道路特別会計によるところが大きく、道としては、道路特定財源の維持を国に要望している。	企） 地域主 権局参 事	1048Z
	202 旅券	旅券申請などの発券業務。	1	1	○				・ 旅券は日本国政府から外国政府への公文書であり、発給権限は外務大臣が有しており（旅券法 § 5、§ 13）、の権能は外交機能と一連のもの。	企） 地域主 権局参 事	1050Z
	203 道路の維持管理	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1			○		・ 道道の維持補修については、道では厳しい財政事情により、経費節減に取り組んでいるが、道路利用者のサービスを可能な限り低下させないように、地域の実情をよりきめ細やかに把握し、対処している。	建） 道路課	1054Z
	204 少年犯罪法の 見直し	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1	○				・ 国の刑事に関する基本ルールに係るもの。 ・ 少年法等の関係法令については、少年法等の一部を改正する法律が平成19年6月1日に公布され、少年非行の低年齢化等に対応する改正が行われていると承知している。	警） 少年課	1062Z